

令和
6年4月~
適用



タクシー・ハイヤー運転者の

事業主の皆さん
ご存じですか?

改善基準告示が 改正されます!

自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます



日勤の1か月の拘束時間

改正前(月換算)

299時間

改正後

288時間

日勤の1日の休息期間

改正前

継続8時間

改正後

**継続11時間を
基本とし、継続9時間**

※隔勤については裏面を参照

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます



詳しくは
裏面へ



タクシー・ハイヤー運転者の 「改善基準告示」が改正されます。

令和6年4月より適用予定です。



| | | |
|-------------------------------------|----------|---|
| 日勤 | 1か月の拘束時間 | 288時間以内 |
| | 1日の拘束時間 | 13時間以内(上限15時間、14時間超は週3回までが目安) |
| | 1日の休息期間 | 継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない |
| 隔勤 | 1か月の拘束時間 | 262時間以内 <small>※1: 地域的その他特別な事情がある場合、労使協定により270時間まで延長可(年6か月まで)</small> |
| | 2暦日の拘束時間 | 22時間以内、かつ、2回の隔日勤務を平均し1回あたり21時間以内 |
| | 2暦日の休息期間 | 継続24時間以上与えるよう努めることを基本とし、22時間を下回らない |
| 車庫待ち等の自動車運転者 <small>(※2)</small> | 日勤 | 1か月の拘束時間 : 288時間以内(労使協定により1か月300時間まで延長可) 1日の拘束時間 : 以下の要件を満たす場合、1日24時間まで延長可 <ul style="list-style-type: none"> ・勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与える ・1日16時間超が1か月について7回以内 ・夜間に4時間以上の仮眠時間を与える(18時間超の場合) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ※2 : 車庫待ち等の自動車運転者とは、次の要件を満たす者をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業場が人口30万人以上の都市に所在していないこと ・勤務時間のほとんどについて「流し営業」を行っていないこと ・夜間に4時間以上の仮眠時間が確保される実態であること ・原則として、事業場内における休憩が確保される実態であること </div> |
| | 隔勤 | 1か月の拘束時間 : 262時間以内(労使協定により1か月270時間まで延長可) <small>(さらに、※3の要件を満たす場合、10時間を加えた時間まで延長可)</small> 2暦日の拘束時間 : ※3の要件を満たす場合、24時間まで延長可 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ※3 : ① 2暦日22時間超及び2回の隔日勤務の平均が21時間超の回数が1か月について7回以内 ② 夜間に4時間以上の仮眠時間を与える </div> |
| 予期し得ない事象 | | 予期し得ない事象への対応時間を、1日と2暦日の拘束時間から除くことができる ^(※4.5) 勤務終了後、休息期間(1日勤務:継続11時間以上、2暦日勤務:継続24時間以上)が必要 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ※4 : 予期し得ない事象とは、次の事象をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ・運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと ・運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと ・運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと ・異常気象(警報発表時)に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと ※5: 運転日報上の記録に加え、客観的な記録(公的機関のHP情報等)が必要。 </div> |
| 休日労働 | | 休日労働は2週間に1回を超えない、休日労働によって拘束時間の上限を超えない |
| 累進歩合制度 | | 累進歩合制度は廃止する (長時間労働やスピード違反を極端に誘発するおそれがあり、交通事故の発生も懸念されるため) |
| ハイヤー | | <ul style="list-style-type: none"> ・労使当事者は、36協定の締結にあたり、以下の事項を遵守すること <ul style="list-style-type: none"> → 時間外労働時間は、1か月45時間、1年360時間まで → 臨時の特別な事情で限度時間を超えて労働させる場合にも、1年960時間まで ・36協定において、時間外・休日労働時間数ができる限り短くするよう努めること ・疲労回復を図るために必要な睡眠時間を確保できるよう、勤務終了後に一定の休息期間を与えること |